収入印紙

貼付

(例)

工事請負契約書

１　工事名

２　工事場所

３　工期　　　　　　　　　　　年　　月　　日　から　　　年　　月　　日まで

４　請負代金額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　　　　　　　　円）

５　契約保証金　　　免除

６　前　払　金　　　　　無

７　部　分　払　　　　　無

上記の工事について、発注者と受注者とは各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約に基づき、設計図書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第３条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（監督員）

第４条　発注者が、監督員を置いたときは、受注者は、当該監督員の指揮監督にしたがうものとする。

（現場代理人）

第５条　受注者は、現場代理人を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（施工管理）

第６条　施工管理については、原則として、群馬県土木標準仕様書に準じるものとする。

（工事材料の品質）

第７条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

（支給材料及び貸与品）

第８条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

（設計図書の変更）

第９条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第１０条　受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。

（工期の変更方法）

第１１条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

（請負代金額の変更方法等）

第１２条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第１３条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第１４条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（検査及び引渡し）

第１５条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第１６条　受注者は、前条第２項（同条第５項後段の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

（瑕疵担保）

第１７条　発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第２０条第４項の規定による引渡しを受けた日から２年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、１０年とする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第１８条　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、第２１条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第１９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

（２）　その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

（３）　第６条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（５）　第２６条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（６）　受注者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第２０条の２　受注者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者からこの契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けた場合は、その旨について、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

なお、下請業者又は工事関係者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（受注者の解除権）

第１８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　第９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

（２）　第１０条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（３）　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第１９条　発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（補則）

第２０条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

　　　令和　　 年　　　月　　　日

発注者 　住 所 ：

氏 名 ：　 　　 　印

受注者　 住 所 ：

氏 名 ： 　　　　　　　　　　　　 　　印